

日本国外で 不慮の犯罪被害を受けた方、 ご遺族に 弔慰金等が支給されます。

※平成28年11月30日(水)以降に日本国外で行われた犯罪行為による被害が対象となります。



次の方々が弔慰金等の支給の対象となります。

日本国外における犯罪行為により、
(過失によるものは除かれます)

- 亡くなられた方のご遺族 ●
- 障害が残った方 ●

弔慰金等の支給の要件、申請手続など、詳しくはお近くの各都道府県警察本部
または在外公館までご相談ください

警察庁
<http://www.npa.go.jp>